

3 労使協議機関に関する事項

(1) 労使協議機関の有無及び労使協議機関の成果の有無

「労使協議機関がある」事業所（企業全体にある場合を含む。以下同じ。）は37.1%（同40.3%）となっており、そのうち平成30年（又は平成30会計年度；以下同じ）1年間の労使協議機関の成果の有無をみると、「成果があった」60.7%（同60.6%）、「成果がなかった」1.8%（同1.2%）、「どちらともいえない」36.2%（同36.6%）となっている。

「労使協議機関がある」事業所の割合を企業規模別にみると、5,000人以上では75.1%など企業規模が大きいほど多くなっている。また、労働組合の有無別にみると、「労働組合がある」事業所では83.9%、「労働組合がない」事業所では16.8%となっている。（第3表）

第3表 労使協議機関の有無及び労使協議機関の成果の有無別事業所割合（平成30年1年間）

区 分	計	労使協議機関がある					労使協議機関がない	不明
		成果の有無			労使協議機関がない	不明		
		成果があった	成果がなかった	どちらともいえない				
計	100.0	37.1	(100.0)	(60.7)	(1.8)	(36.2)	62.9	0.1
< 企業規模 >								
5,000人以上	100.0	75.1	(100.0)	(82.5)	(2.7)	(14.4)	24.9	-
1,000～4,999人	100.0	61.2	(100.0)	(63.4)	(-)	(36.3)	38.8	0.0
300～999人	100.0	39.4	(100.0)	(59.0)	(0.1)	(38.4)	60.6	-
100～299人	100.0	28.5	(100.0)	(50.0)	(0.1)	(49.9)	71.5	-
50～99人	100.0	21.9	(100.0)	(50.3)	(8.5)	(37.0)	77.8	0.3
30～49人	100.0	17.7	(100.0)	(28.7)	(1.4)	(67.7)	82.3	-
< 労働組合の有無 >								
労働組合がある	100.0	83.9	(100.0)	(71.1)	(1.0)	(27.7)	16.1	-
労働組合がない	100.0	16.8	(100.0)	(38.2)	(3.6)	(54.7)	83.1	0.1
平成26年調査計 ²⁾	100.0	40.3	(100.0)	(60.6)	(1.2)	(36.6)	59.7	-

注：（ ）内は労使協議機関がある事業所に対する割合である。

平成26年調査は調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。

1) 労使協議機関の成果の有無「不明」を含む。

2) 平成26年調査の成果の有無は平成25年（又は平成25会計年度；以下同じ）1年間についての結果である。

(2) 正社員以外の労働者の労使協議機関への参加状況

「労使協議機関がある」事業所について、「従業員代表に正社員以外の労働者が入っている」事業所は24.4%（同22.3%）となっている。

また、正社員以外の労働者の従業員代表の就業形態（複数回答）別では、「パートタイム労働者」20.2%（同17.4%）、「パートタイム労働者以外の労働者」5.6%（同6.6%）となっている。（第4表）

第4表 労使協議機関へ参加した正社員以外の労働者の就業形態別事業所割合

区 分	労使協議機関がある計	従業員代表に正社員以外の労働者が入っている ¹⁾			従業員代表に正社員以外の労働者が入っていない	不明
		就業形態（複数回答）				
		パートタイム労働者	パートタイム労働者以外の労働者			
計	100.0	24.4	20.2	5.6	74.9	0.7
< 企業規模 >						
5,000人以上	100.0	36.4	32.6	6.4	63.2	0.5
1,000～4,999人	100.0	24.1	21.6	4.3	75.7	0.3
300～999人	100.0	17.3	8.9	10.9	82.7	0.0
100～299人	100.0	18.6	13.2	5.5	81.4	-
50～99人	100.0	23.2	18.1	3.1	73.0	3.8
30～49人	100.0	16.5	16.4	0.1	82.9	0.6
< 労働組合の有無 >						
労働組合がある	100.0	24.9	20.7	5.7	75.0	0.2
労働組合がない	100.0	23.5	19.0	5.2	74.7	1.8
平成26年調査計	100.0	22.3	17.4	6.6	³⁾ ...	³⁾ ...

注：平成26年調査は調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。

1) 従業員代表に入っている正社員以外の労働者の就業形態「不明」を含む。

2) 用語の変更により平成26年調査とは「パートタイム労働者」の定義が異なる。

3) 平成26年調査は同じ項目で集計していない。

(3) 労使協議機関に付議する事項及び専門委員会で取り扱う事項

労使協議機関がある事業所について、労使協議機関に付議する事項（複数回答）をみると、「労働時間・休日・休暇に関する事項」86.0%が最も多く、次いで「安全衛生に関する事項」77.3%、「賃金・退職給付に関する事項」69.9%などとなっている。

また、専門委員会で取り扱う事項をみると、「安全衛生に関する事項」30.8%が最も多くなっている。（第1図）

第1図 労使協議機関に付議する事項及び専門委員会で取り扱う事項別事業所割合

